

PCB特措法に係る届出書について

種類	事由	提出期限	様式
PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書 (様式第1号)	前年度中にPCB廃棄物を保管、又は高濃度PCB使用製品 (高濃度PCB使用電気工作物を除く)を所有していた場合	毎年6月30日	様式第1号
PCB廃棄物等の保管場所等の変更届出書 (様式第2号)	PCB廃棄物の保管の場所又は高濃度PCB使用製品の所在 の場所を変更した場合	変更後10日以内	様式第2号
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃 棄終了届出書(様式第4号)	保管しているすべてのPCB廃棄物の処分が終了した場合又 は所有している全ての高濃度PCB使用製品の廃棄が終了 した場合	処分及び廃棄を終了して から20日以内	様式第4号
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の 廃棄の特例期限日に係る届出書(様式第5号)	処分期間内(計画的処理完了期限の1年前まで)に高濃度 PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄が難し い保管事業者又は所有事業者で、特例処分期限日までに 高濃度PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品の処分ができ ることが確実である場合	処分期間の末日まで	様式第5号
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の 廃棄の特例期限日に係る届出事項の変更届出書(様式 第6号)	高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄 の特例処分期限日に係る届出書で変更があった場合	変更日から10日以内	様式第6号
承継届出書(様式第7号)	相続、合併又は分割に伴い、保管事業者又は所有事業者 の地位を承継した場合	承継日から30日以内	様式第7号